

(2) 人 文

1) 歴 史

① 概 観

名勝天龍峡周辺は、縄文時代から中世にかけての遺跡が数多く存在し、古くから人々の生活の痕跡が残る地域である。しかし、天龍峡が景勝地として世に知られるきっかけとなったのは、弘化4年(1847)の阪谷朗廬による命名である。その後、明治～大正時代にかけて、多くの外国人や文人・墨客が来訪し、天竜川の水運に端を発した遊覧船も始まり、景勝地として名高くなっていく。こうした人々の著した文芸作品やそれらが刻まれた石碑類等も諸所に残されている。

景勝地として名高くなった天龍峡には、数多くの宿泊施設や商店が営まれ、来峡者に利便をはかってきた。しかしながら近年は、観光客も減少し、宿泊施設の閉鎖も相次いでいる。

そして名勝天龍峡には、下流側に昭和10年(1935)に完成した泰阜ダムの影響による度重なる水害の歴史もある。

②「天龍峡」の発見

ア 命名以前の天龍峡

『龍江村誌』(龍江村誌編纂委員会 1997)によると、命名以前は「大田ホッキ」と呼称されていたのみで、特別な記録は確認されない。しかし、天竜川を利用した水運の「樽木の菅流し」では、天龍峡は通過地にあたるが、岩や木にからんだ樽木を外したり、その警護を行う「御樽尻狩^{おくれしりかり}」を地元^{おはち}の5ヶ村が担っていた記録(伊奈故事録稿)がある。また享保7年(1722)には、高須藩の年貢米輸送にあたり、下流の金野村(現 下伊那郡泰阜村)で舟が難破するなど、天龍峡から下流の峡谷地帯が水運の障害になっていたことを窺わせる。

また、川路側の第二公園南側には「お藤山」・「御拝地^{おはち}」の地名が残り、富士講が行われていたと伝えられる。『川路村誌』(川路村誌編纂委員会 1988)によると、その起源は不明ながら、行は天竜川の川原からお藤山の山頂付近で行われたとされる。この富士講に関連する古道が右岸南端からお藤山まで現存し、「お藤山道」と呼ばれている。

一方、左岸側の今村公園南側から川沿いを南下する古道も現存する。この古道は現在「龍東道」と呼ばれているが、長野県町村誌(1876)によると、千栄村(現 飯田市千栄)、泰阜村の項に「平岡往還」と記され、平岡村の項では「遠州道」として遠江国周知郡領家村(現 静岡県浜松市)まで結んでいたとされ、明治以前から天竜川左岸側の主要な道路であったと考えられる。古道には石積みの橋脚や石垣がみられ、往時を物語っている(写真31)。

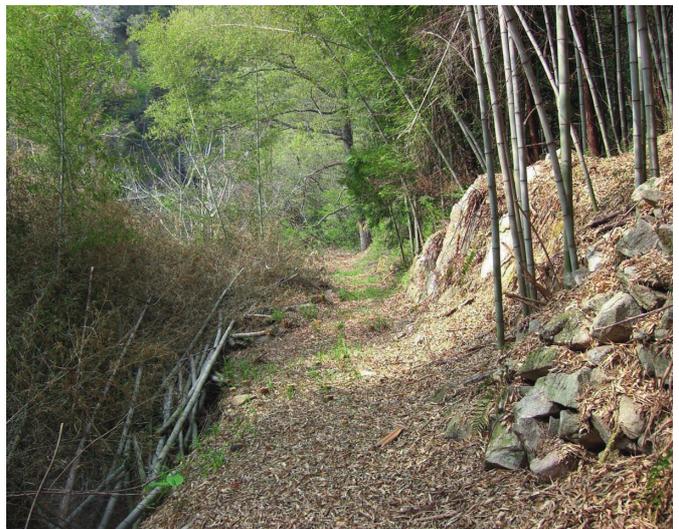


写真31 龍東道の現状

イ 天龍峽の命名

弘化4年(1847)、古賀侗庵(江戸昌平校教授)の塾の学友である飯田藩出身の丸山仲肅を訪ねた阪谷朗廬(1822~1881)備中国生まれ 通称 阪谷希八郎 興讓館(現在の興讓館高校)初代館長は、関島松泉(下川路村郷医・文人)の案内で来峽した。関島松泉との文学談義の中で峽谷が未命名であることを知った阪谷朗廬は、これを「天龍峽」と命名し、峽谷を賛美した『遊天龍峽記』を残している。この作品は文学的に優れたものであるばかりでなく、天龍峽を命名した経過が示されており、峽谷美を世に喧伝した最初の作品として評価される。その全文を記した天龍峽碑は、第2公園の金毘羅山頂に建立されている(写真32)。



写真32 天龍峽碑

以下にその全文及び読み下し文を示す。

『遊天龍峽記』

余愛諏訪湖明秀、沿天龍川南下、両山如墻壁、峯嶸摩天、中間坦夷、邑居田園高低相接、心甚異其形勢矣、既入飯田、宿故人丸山仲肅家、席間叩傍近山水、仲肅盛説下川路郷天龍峽之奇、而坐人往往沮之、余亦遲疑焉、淹留十日將去、仲肅曰、子何忍憚一勞而負佳山水、乃勉探其勝、行二里許、訪郷醫関島氏、主人眞率可愛、導至峽口、百丈断崖折裂如斧劈、平遠之水、至此頓爲巉巖所窄、奮騰洄狀、鉛鋒所向、石皆辟易、猶不勝怒、則往往倒流、主人延踞大石上、須臾童兒四五輩、喧嘩而至、有負瓢者、有提壺者、有携釣具者、扇火汲水、茶酒助興、余試垂綸、底深流急不受釣餌、遂投竿攀援而進、崖益高巖益偉、峽勢亦益逼仄、綠樹横生、雜以松竹、鬢鬢倒影於水中、水受而蕩之、爲潭爲瀨、鞞鞞鼓奏、水碧崖碧草樹皆碧、仰望頭上、天亦蜿蜿爲一碧流、時躑躅花盛開、滿峽乱點、如看濃朱、景無一不可畫、而有畫亦不及者、會有老翁漁於巖下、斑白僂僂、亦画圖中物也、呼而窺籃、小魚僅三匹、乞而得之、乃相崖最高處、命童兒掃地設席、更開榛莽求勝、峽已幾轉變、態百出、氣象亦蕭森、前崖一巨巖自潭底拔起、直立數十丈、高出崖上、蒙古松佩翠篁、筋骨倒張、勢欲穿雲、我所依巖壁亦極瘳瘳、而目睫之觀、轉不能窺全形、殊爲可惜、回顧下流、峽勢宛轉、窮又通其奇不可盡也、再登崖上、則童兒待久矣、炙魚傳杯、且眺且飲、主人顧日影促歸、余猶戀戀回顧、歸其家則日全没、夜話及峽、主人曰、地距秋葉山二十餘里、峽勢連亘、其奇往往如今日所觀、但危險絶特、非不得止不通舟楫、古來數有開鑿之説、竟不能行也、先是峽名未定、余以爲川既名天龍、盛稱無比、不用別擇名、且峽魁奇如彼、安知非川由峽得名而失其本乎、因定稱天龍峽云、弘化丁未四月小盡日遊、遊後一日記

余、諏訪湖の明秀を愛でつつ、天龍川を沿うて南下す。両山の墻壁の如く峯嶸天を摩す。中間坦夷にして、邑居田園高低相接す。心甚だ其の形勢を異とす。既に飯田に入り、故人丸山仲肅の家に宿す。席の間に傍らの近くの山水を叩う。仲肅盛んに、下川路天龍峽の奇を説く。而して座人往々

にして之を沮む。余も亦遲疑す。淹留十日すると將に去らんとす。仲肅曰く、子何ぞ一勞を憚りて、佳き山水に負くに忍んやと。乃ち勉めて其の勝を探る。

行くこと二里ばかり、郷医関島氏を訪う。主人、真に愛す可く、率いて峽口に導きて至る。百丈の断崖折裂して斧劈の如し。平遠の水、此に至りて、頓かに巉巖の窄る所、奮騰して洄状たり。鉛鋒の向かう所、石皆辟易す。猶怒るに勝えず、則ち往々倒流す。主人、大石上に延踞す。須臾にして、童兒四五輩喧嘩して至る。瓢を負える者有り、壺を提ぐる者有り、釣具を携うる者有り。火を扇ぎ水を汲み、茶酒興を助く。余、試みに綸を垂る。底深く流れ急にして、釣餌を受けず。遂に竿を投げ、攀援して進む。崖益々高く、巖益々偉にして、峽勢亦、益々逼仄す。緑樹横生し、雜るに松竹を以てす。鬢鬢水中に倒影し水受けて之を蕩し、潭と為り瀬と為り、鞞鞞鼓奏す。水は碧く、崖は碧く、草樹皆碧なり。頭上を仰ぎ望めば、天亦蜿蜿として一碧流を為す。時に躑躅の花盛んに開く。濃朱乱点にして、峽に満つるを見るが如し。景は一つとして画く可からざるなし。而して画も亦及ばざる者有り。会ま老翁有りて巖下に漁す。斑白僂僂も、亦画図中の物なり。呼びて籃を窺えば、小魚僅かに三尾有り、乞うて之を得る。乃ち崖の最高處を相し、童兒に命じて、地を掃い席を設け、更に榛莽を開きて勝を求む。峽己に幾轉變、態百出して氣象亦蕭森なり。前崖に一巨巖潭底より拔起す。直立数十丈、高く崖上に出ず。古松を蒙り翠篁を佩び、筋骨倒張して、勢い雲を穿たと欲す。我依る所の巖壁も亦、極めて獐獐なり。而して目睫の観、転た全形を窺う能わず。殊に惜しむ可しと為す。下流を回顧すれば、峽勢宛転、窺りて又通じ其の奇画す可らざるなり。再び崖上に登れば、則ち童兒の待つこと久し、魚を炙り盃を伝え、且つ眺め且つ飲む。主人日影を顧て帰るを促す。余、尚恋々として回顧し、其の家に帰れば則ち日全く没す。夜話峽に及ぶ。主人曰く、地秋葉山を距ること二十余里、峽勢連亘し、其の奇往々今日観る所の如し。但だ危険特に絶す。止むを得ざるに非れば舟楫を通せず。古来数々開鑿の説有り。竟に行う能れざるなりと。是より先峽名未だ定まらず。余、以為らく、川既に天龍と名づく。盛称比無し。別に名を択ぶを用いず。且つ峽の魁奇なること彼の如し、安んぞ川、峽に由りて名を得て而して其の本を失うに非るを知らんや。因りて定めて天龍峽と称すと云う。弘化丁未四月小盡日遊ぶ。遊後一日記す。

文中で阪谷朗廬は、峽谷の深く険しい姿とその間を流れ下る天竜川の激流を詠じ、峽谷内の木々(松竹)や、水の青さをたたえ、峽谷から見上げた空を川の流れに対比させ、その美しさを述べている。また、ツツジの赤い花が崖面に点在する様や、老松を頂く龍角峯の雄大さを描写している。

ウ 「十勝」の命名

明治15年(1882)に来峽した日下部鳴鶴は、関島松泉の提唱に応じ、天龍峽を中国の神仙思想上の聖地である貌姑射山はこやさんになぞらえ、それぞれ旧名のある奇岩を中心に「十勝」を命名した。「十勝」には鳴鶴によって個々に漢詩文が詠まれ、関島松泉も夫々に応じた詩作を残している。

十勝命名者の日下部鳴鶴(1839~1922)は近江国(滋賀県)の生まれ。書家で、その格調高い書風から近代書道界に多大な影響を与えている。

日下部鳴鶴が選定し命名した十勝とそれぞれの漢詩文・大意は以下のとおり。なお括弧内は岩の俗称と総括図での位置番号を示している。

・^{すいかんき}垂竿磯（さぶり岩 写真14・33 図面8－①）

「不學渭濱釣 不披嚴陵裘 三萬六千釣 仙者何所求」

（太公望の釣した渭水のほとりはどんなところだったのか。あの嚴陵の釣した瀬はどんな瀬であったのか。世には無数の釣の場所はあるが、仙者はどんな所を求めて釣をするのだろうか。）

・^{うぼうせき えぼしいわ}烏帽石（烏帽子岩 写真13・34 図面8－②）

「藹藹洞天裏 春風和氣香 紅綴烏帽石 宛似仙子粧」

（賑々しい春の峡谷、この神仙境に春風が和やかに香っている。山桜の花びらが烏帽石を色どっている。さながら仙人たちの粧いのようなのである。）

・^{こきょうう おおだ}姑射橋（旧称大田橋 図面8－③）

「姑射橋上來 地僻心自靜 何必方外尋 人間有仙境」

（姑射橋上にやってくると、俗地上からへだたっていて、心が自然に静まってくる。どうして、あちこち尋ねまわる必要があるか。この人間の世にも、不老不死の仙境はあるものだ。）

・^{きやうがい}歸鷹崖（鷹待崖 写真8・35 図面8－④）

「回風捲夕煙 返照斜林薄 俊鷹忽飛歸 山中稀鳥雀」

（突風が夕煙を捲きおさめて過ぎる。西日が静かに木立を照らしている。立派な鷹がどこからか突然巣に戻って来た。この山中には小鳥の姿などはほとんど見られない。）

・^{よくかくがん}浴鶴巖（吊し岩・つるしね 写真10・36 図面8－⑩）

「清流不受塵 明月照澗底 時看仙鶴來 巖下縞衣洗」

（澄んだ流れには塵一つ見られない。明るい月が流水の水底深く照らしている。時々見かけることである。鶴が飛んできて大きな岩のほとりで純白の羽毛を洗っているのを。）

・^{けいけいたん}炯炯潭（てらてら淵・てらが淵 写真37・38 図面8－⑤）

「澄碧不見底 晴潭夜空明 愛他無月處 炯炯星影瑩」

（どこまでもみどりに澄んでいるが、深いので底をうかがうことはできない。美しい淵は夜空に明るく見えている。誰がここに月が無いからといって他の場所に親しむことだろうか。星影がきらきらと輝いて照らしているだけで充分である。）

・^{しょうぶどう}樵廬洞（廬岩 写真9・39 図面8－⑦）

「懸崖如高廬 三伏涼風生 羨他采樵客 山中夢也清」

（兩岸の切り立った巖は高いひさしのようなのである。ここには酷暑の夏にも涼風が吹いている。どんな生活よりも、ここで木樵の人となろう。この山中で見る夢の何と清らかなことか。）

・^{ふようどう}芙蓉峯（富士巻狩岩 富士の巻狩 写真12・40 図面8－⑧）

「鸞湖高嶽雪 涵影入天龍 千秋漾寒碧 化作白芙蓉」

（遠い諏訪湖や高い山々の白雪、その清水や白雪が天龍に流れ入っている。何千年ものこの冷たく澄んだ流水によって、この大岩はみがれて白い芙蓉（富士の峯）のようにここに存在している。）

・^{せんじょうばん}仙牀磐（千畳敷岩 写真11・41 図面8－⑥）

「此磐誰遊息 上可坐千人 我亦携家去 好與猿鶴隣」

（この大岩で一体誰が遊び休むのだろうか。ここは千人もの人が座ることができよう。私も家をひっさげてここに移り、猿や鶴を友として暮らそうと思う。）

・龍角峯^{りゅうかくほう}（花立岩 写真7・42 図面8-⑨）

「揮毫掃崖石 潭底湧雲烟 忽凝神物出 龍角露中天」

（筆を揮って切り立った岩壁に文字をなすと、淵の底から雲烟が湧おこってきた。と、忽ち靈妙不可思議なことがあらわれて、龍角のような巨岩が中天高くそそり立った。）

エ 十勝名の岩彫り（写真33～42）

日下部鳴鶴は十勝を選定し、同時に各々を岩彫りするよう提唱する。これは関島松泉らの尽力により、明治16年（1883）に「天龍峡磨崖の碑」として完成している。岩彫りは日下部鳴鶴の揮毫の写しを元にしたもので、『天龍峡百十年の記録』（今村良夫 1959）によれば、石工は中平丑松・木下徳安・沖田亀一らで、十勝の大文字は場所によって大小あるものの、およそ二尺四方以上で、最大の龍角峯の「峯」の文字は高さ五尺に近いといわれている。また龍角峯に文字を彫るにあたり、下から竹棹で櫓を組んで足場とし、場所によっては、もっこを吊り下げて彫らせたとされている。



写真33 垂竿磯岩彫り文字



写真34 烏帽石岩彫り文字

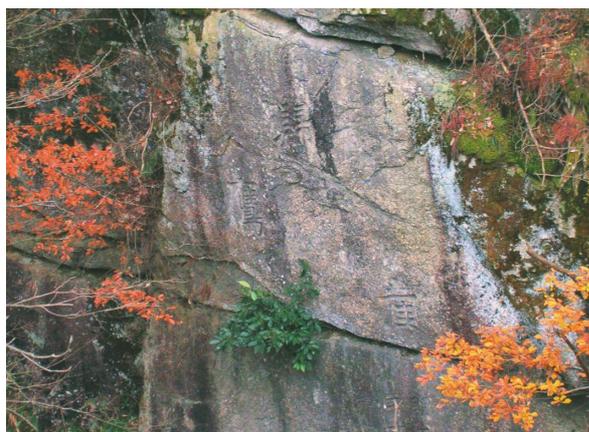


写真35 歸鷹崖岩彫り文字



写真36 浴鶴巖岩彫り文字（復元）



写真37 炯炯潭の岩彫りのある奇岩と湫



写真38 炯炯潭岩彫り文字

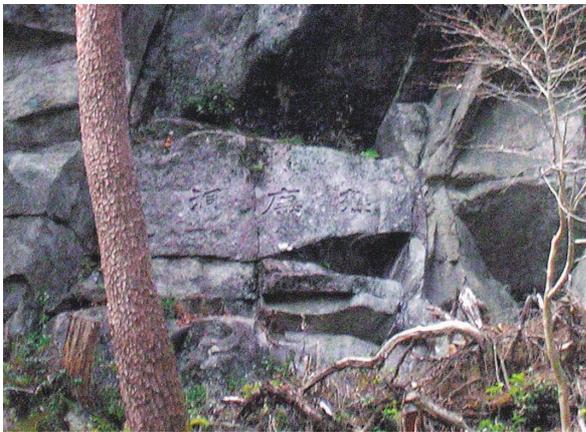


写真39 樵庵洞岩彫り文字



写真40 芙蓉峯岩彫り文字

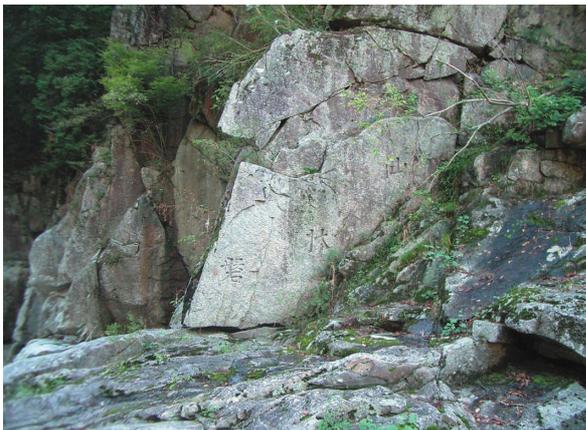


写真41 仙林磐岩彫り文字

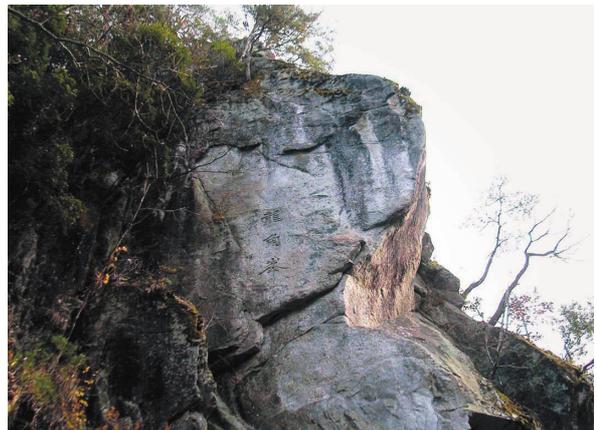


写真42 龍角峯岩彫り文字

③ 天龍峡の観光地化

名勝天龍峡が観光地化する過程には、現在の観光川下り舟とその原型となる天竜川の水運の歴史、天龍峡の風致景観を認識し世に広めた地域住民の諸活動や、様々な来訪者とその紀行文・文芸著作類と天龍峡を紹介した諸活動そして観光地としての整備がそれぞれ密接に関連して今日に至っている。

ア 天竜川の水運と天龍峡

天竜川の水運は、南北朝時代に寺院建立の用材を輸送したとの記録も見られるが、天竜川を利用した物資輸送が本格化したのは江戸時代の「樽木流し」からである。慶長12年（1607）、角倉了以により天竜川の舟道が諏訪から遠州掛塚（現 静岡県浜松市）まで開かれ、これを利用して樽木の輸送が本格化する。

一方、天竜川の通船は、「熊谷家伝記」によると、寛永13年（1636）に鵜飼船を使用して三峯川合流点から遠州掛塚まで上り下りした記録が残る。また、天和元年（1681）以降、伊那郡に所領のある美濃高須藩は、年貢米運搬に当たり通船を利用している。しかし、享保7年（1722）には下流の金野（泰阜村金野）で舟が難破し死者が出るなど、険しい峡谷での水運の難しさを物語っている。また、安永8年（1779）には飯田町の正木屋清左衛門による通船が計画されたが、伊那谷の物資輸送の中核であった中馬との間に争いが生じ、天明3年（1783）幕府から中馬荷物の舟積みを禁じられている。

明治時代には、当時の行政体である伊那県・飯田県・筑摩県により、天竜川での船賃や舟問屋にかかわる布告が出されている。明治8年には下伊那の川船数は68艘を数え、荷積み下ろし場は、北は平出（上伊那郡辰野町）から南の掛塚までの間に28箇所あり、天龍峡周辺では、つつじ橋下の「崩れ岩」に船着場があった。時又や弁天から下流の鹿島または中ノ町までの下り荷舟は、1日程度で下航され、上り舟には6～8日間を要したという。

輸送物資は、『川路村誌』（川路村誌刊行委員会 1988）等によると、明治15年11月・12月分の時又の統計記録では、下り荷が曲輪・米・串柿・桑苗・清酒・うどん・菓子類等が、上り荷が石油・砂糖・線綿・皮楮・かつを節等が記載されている。この地域の産業であった紙漉きの原料の楮は、多量に運びこまれている。また当時の写真等には、浜松市久根銅山の鉱石船の当地往来も見られる。

イ 川下り舟（写真43）

物資輸送としての諸手段のみならず、時又から中ノ町までの定期客船も運航され、来日した著名な外国人による川下り舟も盛んに行われている。『川路村誌』（川路村誌刊行委員会 1988）によると、特に明治20年代に外国人旅行者の利用が顕著で、130人以上が乗船している。利用者はイギリス人が中心で、牧師・陸軍大学教官・大学教師・商人等とその家族が多い。明治19～22年までの4年間には時又港～中ノ町までの外国人の貸切船が13回あり、平均舟賃は16円余と記録されている。

乗客には上高地や日本アルプスを紹介したウェストン牧師なども含まれるが、特に大正元年（1912）のイギリス国王の名代であるコンノート殿下一行による川下りは、当時の新聞に連日掲載され、天龍峡を注目させる要因の一つとなった。しかし、大正年間当時の時又から鹿島までの船賃は高額であり、その後昭和10年（1935）の泰阜ダム完成や鉄道の整備とともに通船は姿を消していく。

しかし、天竜川の通船は、峡谷内の景勝地を観賞する遊覧船へと変化をはじめ。

天龍峽を周遊する遊覧船は、大正12年（1923）に市田～天龍峽の間に初の定期船が運航され、昭和11年（1936）に天龍川遊覧船株式会社が、昭和15年（1940）には天竜川舟行株式会社が設立され、翌年には両社が合併する。いずれも天龍峽を主目的とする遊覧船で、市田～天龍峽と天龍峽～門島と、貸切船には市田～天龍峽、市田～門島間での営業が行われていた。しかし、第二次世界大戦とともに運行は中止されたが、昭和22年（1947）に天竜川舟行株式会社が営業を再開させる。



写真43 帆を張り遡上する舟（昭和11年頃）
（宇田小路雄一氏撮影 飯田市歴史研究所蔵）

その後、各会社の合併等があり、現在は昭和41年（1966）発足の天竜舟下り株式会社と、昭和45年（1970）発足の天竜ライン遊舟有限会社により行なわれている。両社の川下りは「天龍舟下り」が上流の弁天港から天竜峽温泉港に至るルートで、「天竜ライン下り」は姑射橋に近接する天竜峽温泉港から下流の唐笠港に至るルートとなっている（図面8）。しかし、平成13年の崩落により天竜舟下り会社の天竜峽着船場は使用不能となり、現在は名勝天龍峽への遊覧は休止され、上流の時又港までの運行に留まっている。

ウ 天龍峽の保存活動

名勝天龍峽は、日下部鳴鶴による十勝の選定（明治15年 1882）以降、明治20～30年代後半にかけて、ウェストンをはじめ著名な文人達が来峽あるいは下流の遠州までの天龍舟行などの遊覧によって徐々に周知されていった。そして、明治41年（1908）に新聞「日本」主催の「日本避暑地投票」が行われ、天龍峽が第3位に入選することによって、地域住民の天龍峽に対する関心も高まっていった。こうした中、明治41年（1908）年には関島周一・今村信夫・田中太三郎・関島健吾等、川路村の有志を中心とする「天龍峽保勝会」が組織され、大正13年（1924）には左岸の龍江村（現飯田市龍江）で、勝地の保存と探勝者の便宜を図るため「龍江村天龍峽勝地保勝会」が設立されて、昭和2年（1927）には「龍江村天龍峽保勝会」へ改称されている。

昭和2年（1927）、東京日日新聞・大阪毎日新聞主催で、「新日本八景」選定の投票募集があり、天龍峽は渓谷の部で第一位を獲得している。地域住民の当選への熱意は非常なもので、その熱狂振りには当時の新聞を賑わし、当選決定時は提灯行列まで催された。しかし審査の結果、上高地が一位となり、天龍峽は二位とされたために物議を醸し、新聞の不買運動にまで発展した。しかし、新日本八景と同時に二十五勝と百景も選出され、天龍峽は二十五勝の一つに選出されている。

全国的な知名度の上昇と地域住民の関心が高まる中、昭和9年（1934）に天龍峽は名勝指定される。同年には地域に限定されない組織として「天龍峽保勝会」が設立される。保勝会会則第3条には「本会ハ天龍峽ヲ天下ニ紹介シ其景勝ノ保存設備ヲナスヲ以テ目的トス」とあり、天龍峽の保存と普及公開を目的に掲げている。この組織は、昭和22年（1947）に「天龍峽観光協会」となり現在に至っている。その後も「天龍峽を美しくする会」（昭和52年 1977）、「天龍峽景勝の保全復元を願う会」（昭和58年 1983）、「松の緑を守る会」（昭和59 1984）、「天竜峽文化振興会」（平成6年 1994）、「天龍峽ヤマユリ保存の会」（平成18年 2006）等が発足し、天龍峽に関する様々な活動が

展開されてきた。

以上のとおり、名勝指定以前から天龍峽を地域の誇りとし、将来にわたって保存しようとする地域住民・土地所有者・関係団体の意識は高く、今日まで天龍峽が継承されてきた背景には、こうした人々の熱意と尽力による保存活動の歩みが存在する。

エ 天龍峽への来訪者

名勝天龍峽には文人・画家・政治家など様々な人々が訪れている。幕末から大正にかけては川下り舟の舟中から天龍峽を観賞した人々が多い。天保12年（1841）の七代目市川團十郎や明治24年（1891）のウォルター・ウェストン、明治41年（1908）の小島烏水、大正11年（1922）の和辻哲郎らは紀行文を残し、天龍峽や天竜川の優れた風致景観を称えている。

大正から昭和にかけては川下り舟のみならず天龍峽を訪れる人々が増加する。この中には太田水穂や島木赤彦、斎藤茂吉らの歌人もおり、峽谷の情景を詠んでいる。こうした来訪者やその作品によって、天龍峽が世に知られるきっかけとなった。来訪した主要な人々を資料5に示している。

オ 観光地としての整備

名勝天龍峽では明治10年代から料亭が開業し、明治末～昭和初年にかけて宿泊施設や公園等が設置される。鉄道開通と天竜峽駅設置（昭和2年 1927）以後は、駅周辺には商店街が形成され、来訪者への便宜が図られてきた。また昭和30～40年代には宿泊施設も増加し、兩岸の遊歩道を結ぶ「つつじ橋」の架橋等の指定地内の整備も行われ、昭和40年代後半には、川下り舟の体験と天龍峽に宿泊する形態の観光が確立した。観光地として整備の進んだ昭和50年代には、中央自動車道西宮線の一部開通とも相まって、最盛期には川下り客を含め、平均50万人前後が訪れている。こうした天龍峽の観光に関連した施設等の整備の経過を以下に述べる。

（ア） 公園

右岸の天龍峽公園と左岸の今村公園(写真45・46)は、本多静六（我が国初の林学博士）「天龍峽風景利用策」（本多 1928）等の調査報告にも見られ、名勝指定時の説明には「廂岩ノ上方赤松林ノ一帯ヲ公園トナシ龍角峯ノ背後ニ接続セル林ノ平地ヲモ亦公園トシ峽谷ヲ隔テテ相對ス。」と記載されている公園である。

天龍峽公園は、明治41年（1908）に、前出の「天龍峽保勝会」関係者により金毘羅山一帯を公園として開いたもので、現在は北側から天龍峽第一公園（写真47）、第二公園（写真48）、第三公園（写真49）と呼称されている。阪谷朗廬の「天龍峽碑」は、第二公園の金毘羅山山頂に建立されている。現在、公園内には長年にわたって植栽されてきたサクラ類・ツツジ類等の樹木がみられる。このうち特に第一公園のドウダンツツジ（写真44）はおよそ70年前に植栽されたものであり、第三公園のヤマザクラ（写真50）と共に公園整備の歴史を今に伝えている。



写真44 天龍峽第一公園のドウダンツツジの古木

今村公園は、今村繁三（現 下伊那郡高森町出身 今村銀行 2 代目頭取）により無償貸与された土地へ、大正11年（1922）に花木を植え、芳名を記念して今村公園と命名した公園である。その後大正12年（1923）に小木曾亀雄ほか 2 名より隣接地の土地を譲り受け、同年に公園使用の許可を得て、昭和元年（1925）に村営公園となっている。

この他に第三公園北側に天竜峡児童遊園（昭和47年開園）あるが名勝天龍峡とは関連は無い。



写真45 今村公園



写真46 今村公園四阿の内部の意匠



写真47 天龍峡第一公園



写真48 天龍峡第二公園



写真49 天龍峡第三公園



写真50 第三公園のヤマザクラの古木

(イ) 遊歩道

現在の遊歩道は、姑射橋～つつじ橋間の兩岸に設けられ周遊可能となっている。この遊歩道は現在、市道として整備されているが、遊歩道として利活用されるようになった経過等は不詳な点が多い。阪谷朗廬の「遊天龍峡記」には、峡谷で釣りをする老人や子どもたちの姿が描かれていることから、峡谷や川岸に降りる小道が当時には既に存在したと推定される。こうした地域の生活道路が、来峡者の増加とともに遊歩道として利用されていったと考えられる。

(ウ) 天龍峡への架橋

現在、指定地内には道路橋が1箇所、歩道橋が2箇所に架橋されているが、天龍峡へ架橋される以前の兩岸への通信・交通手段は、矢文あるいは下村（現 飯田市千代下村）と下川路（現 飯田市川路）間の「下村の渡」と、これより上流の船渡（現 飯田市龍江）と時又（現 飯田市時又）間の「今田の渡」の渡船が主なもので、地域住民は不便を強いられてきた。こうした中、当時の龍江村戸長

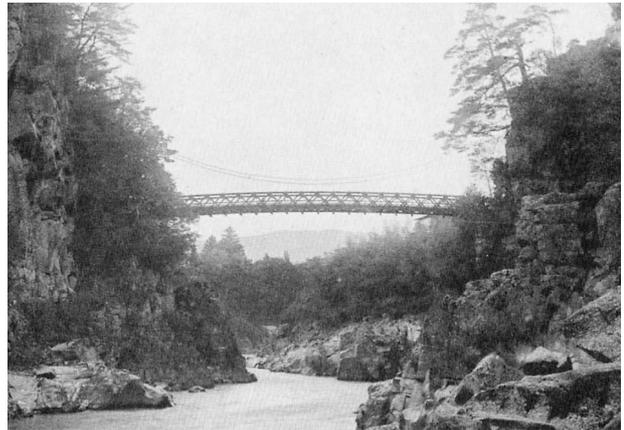


写真51 二代目姑射橋

澤柳善十郎らの尽力により、明治10年（1877）、天龍峡への架橋が行われた。当時の名称は澤柳善十郎の屋号あるいは居住地の地名から「大田橋」と称された。その後、明治15年（1882）に来峡した日下部鳴鶴によって「姑射橋」と命名され、連絡橋であった橋は、奇岩断崖と並ぶ風致景観の一要素としての価値を新たに付け加えられることとなった。

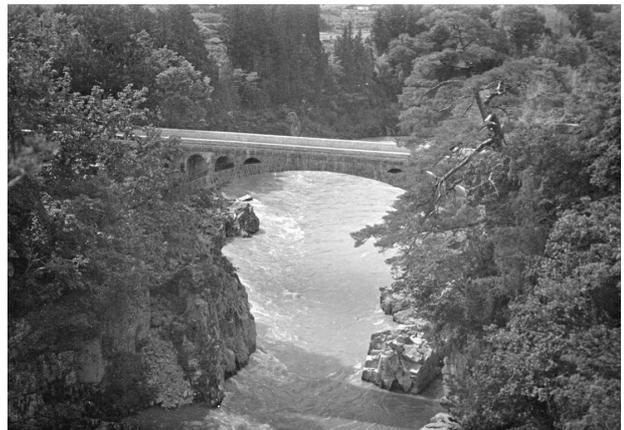


写真52 三代目姑射橋

明治38年（1905）に二代目となる姑射橋が竣工する（写真51）。この橋は木造の吊橋で、橋全体が黒く塗られていた。昭和7年（1932）には三代目の姑射橋が架橋される（写真52）。橋はコンクリート製のアーチ型で、その美しさから長く人々から愛されたが、治水対策上の観点から架け替えを余儀なくされ、昭和46年（1971）に四代目姑射橋が架橋される（写真53）。この橋は鉄骨骨組ランガー鋼橋で、歩道も無く、交通量の多さから天龍峡の観賞に不向きであるため、昭和61年（1986）に歩行者専用の姑射橋が併行して架橋されている。



写真53 四代目姑射橋

一方、芙蓉峯^{ふようどう}の下流にも天龍峡の観賞目的

のため、昭和30年（1955）に架橋が行われる。これが初代の「つつじ橋」で、架橋により遊歩道の周回が可能となった。現在のつつじ橋は、初代が昭和36年（1961）に出水で流失後の二代目で、昭和44年（1969）に架橋された吊橋である。

（エ） 鉄 道

名勝天龍峡に近接するJR飯田線及び天竜峡駅は、伊那電気鉄道によって昭和2年（1927）に建設されたもので、当時は天龍峡～辰野間を結んでいた。天竜峡駅設置には、大正15年（1925）に下川路村から長野県知事宛に陳情書が出され、その中に天龍峡への来訪者の利便性が挙げられている。当時の天竜峡駅は、「天」の字をモチーフとし、切り立った屋根が特徴的な建物であった。現在、この屋根はそのままであるが、下りホームの屋根に「天」の字をモチーフとする庇が残っている。

鉄道はその後、昭和7年（1932）に三信鉄道により天龍峡～門島間が整備され、昭和12年（1937）には三信鉄道・鳳来寺鉄道・豊川鉄道の3社により門島～豊橋間が開通することによって、天龍峡への鉄道路線は確立する。その後、昭和18年（1943）に国鉄移管、昭和62年（1987）東海旅客鉄道株式会社となった。

（オ） 観光関連施設

名勝天龍峡の宿泊施設としては、明治43年（1910）に「龍峡亭」、大正13年（1924）に「仙峡閣」、昭和3年（1928）には「天龍峡ホテル」が開業し、観光客の滞在に利用された。この当時の宿泊施設は木造建築が主体で、特に天龍峡ホテルは、紀州藩主別邸を移築し、優美なたたずまいを見せていたが、その後改修されている。また昭和36年（1961）に「しぶき荘」が、昭和49年（1974）には「みやこグランドホテル」が開業している。

平成元年（1989）には、飯田市の第三セクターによって指定地隣接地に温泉が掘削される。「名勝天龍峡温泉」と命名されたこの温泉は、天然ラドンを豊富に含有する弱放射能温泉で、天龍峡温泉交流館で提供されるほか、療養泉として周辺にも給湯されている。

土産物店や茶店は、明治10年代に姑射橋付近で小売店が開業し、明治20年頃には垂竿磯西側の高台に小亭が設けられるなど、眺望に優れた個所に休息施設が作られていった。また明治38年（1905）には料亭鶴亀楼が開業している。

現在の天龍峡は、宿泊客の減少から、平成7年に「しぶき荘」、平成16年に「みやこグランドホテル」が廃業し、平成18年には「天竜峡ホテル」も廃業し、現在の大型旅館としては、川路側の「峡泉」（旧仙峡閣）と、龍江側の「龍峡亭」の2宿泊施設を残すのみとなっている。また、鉄道の開通と共に駅周辺には商店街が形成され、観光客の増加と相俟って活況を呈していたが、現在は観光客の減少や後継者不足、大型店舗の進出等により廃業した店舗も多い。

④ 天竜川の水害と名勝天龍峡

天竜川は、諏訪湖を源に標高差およそ760mで太平洋へ注ぐ我が国屈指の急流河川であり、流域の多雨量と共に土砂の流出量も多いため、度々水害をもたらしてきた。特に名勝天龍峡は、天竜川の狭窄部の入口にあたるため、この上流側に位置する川路・龍江・竜丘地区は、古来より度重なる水害に見舞われてきた。こうした自然災害に加え、天龍峡下流およそ8.6kmに昭和10年（1935）完成した水力発電用の「泰阜ダム」（現 中部電力株式会社所有）は、堆積土砂の増加による河床の上昇を引き起こし、水害の多

発と被害の拡大を招くこととなった。このためダム完成以降、上流側の住民に水害と治水対策の永きにわたる苦闘をもたらすと共に、名勝天龍峡にも深刻な影響を与えることとなった。こうした水害と治水に対する地域住民の苦闘の歴史については、『川路村水防史』（牧内武司ほか 1936）、『天龍川 川路水防史 続編』（飯田市川路水害予防組合 2003）をはじめ、多数の文献に著されている。

この「泰阜ダム」による影響は、前記の『天龍川 川路水防史 続編』に示された統計資料によると、天龍峡の年平均水位は昭和31年（1956）に4.76mであったものが、昭和40年には7.31mをピークに、昭和40～60年代は5～6m、平成に入って2m代に激減している。この水位の激減は、後述する河道掘削の効果であるが、同様に泰阜ダムの上流堆砂率は、水位のピーク直前の昭和37年（1962）には87.6%の高率となっている。したがってダムへの土砂堆積による河床の上昇が、ダムの背水終点を天龍峡以北にまで押し上げると共に、上流側の河床の上昇をも引き起こしたことを明確に示している。このため、上流側の水害の増加はもとより、天龍峡の奇岩も水没し、その景観を一変させる事態を招くこととなった。



写真54 増水時の天龍峡（2010年7月15日）

ダム完成以降、相次ぐ水害のなかでも昭和20年（1945）11月の水害は、行政機関がダムの影響を初めて認め、ダム所有者である日本発送電会社に対し、長野県知事名による水害予防の根本対策を命じた、いわゆる「厳達指令」が出されたものの、当時の社会情勢等によって実現に至らず、代わりに行われた水制工事では、水流確保のため姑射橋直下の鷹待岩の一部が爆砕除去され、名勝をき損することとなった。更に昭和36年（1961）6月梅雨前線豪雨による水害（三六災害）では、伊那谷全体が被災する中でも特に上記3地区は約130haにわたり冠水し、甚大な被害を受けた。この三六災害によって天龍峡の最高水位は20.26mに達し、初代つつじ橋が流出する被害を受ける。更に水害後は優美な姿を見せる三代目姑射橋（昭和7年架橋）についても、治水対策の一環として水流を促す形状へと架け替えられることとなり、昭和46年（1971）現在の橋が竣工した。この四代目となる姑射橋は、鋼製ランガー桁橋であり、橋梁の色彩こそ地域住民の要望により鶯色に変更されたものの、橋名は「こやばし」とされ（現在は「こやきょう」に復している）、現状でも天龍峡の景観と調和しない形状となっている。

昭和58年（1983）9月の台風10号による大水害後、昭和60年（1985）に泰阜ダム水利権更新を迎えることに相俟って、3地区の治水対策が検討され、昭和58年（1983）12月に当時の建設省中部地方建設局より恒久的な治水対策の中間報告が川路・龍江・竜丘地区に提示された。この治水対策事業の受け入れを巡り、地元では激しい議論が交わされ、昭和60年（1985）1月、地域住民の「苦渋の合意」を経て昭和60年（1985）3月21日、国・長野県・飯田市・中部電力株式会社による、治水に関する「四者基本協定」が締結された。この中には、泰阜ダムの影響の完全排除・天龍川の計画高水位までの盛土・河川改修事業・面的整備事業等が示されている。

上記の昭和58年12月の中間報告に対する地元からの要望に、天龍川の河床を下げるための河道掘削があり、飯田市では昭和59年（1984）に財団法人天龍川環境整備公社を設立し、天龍峡の下流およそ2.6km

の阿知川合流点付近で河道堆積物の掘削を開始した。昭和59～平成17年度までの掘削量は1,346,716.5m³に及び、前述の天龍峽における水位の激減を果たすこととなった。この結果、現在では水没した奇岩の一部が姿を現わし、かつての天龍峽の姿に近づきつつある。また河道掘削に関しては、平成12年度の理事会において、永続的な実施が確認されている。

治水に関する四者基本協定に基づく治水対策事業は、平成4年（1992）に起工され、平成14年（2002）に完成式典を迎えた。泰阜ダム完成後の水害の多発と治水に対する地域住民の苦闘は、実に半世紀以上にわたるものであり、その対策に奔走した多くの人々の尽力によって達成された恒久的な治水対策は、水没した天龍峽の景観に回復をもたらし、その保存継承に大きな道標を示したといえる。

しかしながら泰阜ダムの堆砂率は現在でも依然として高率で推移している。このため今後とも名勝天龍峽における水位の変化やそれに伴う景観の変容について注目していくことが必要である。

2) 天龍峽に関連する文芸作品等

名勝天龍峽を題材とした文芸作品等は多数あり、その代表的なものを資料4・7に掲載している。このうち、外国人による紀行文として、明治14年（1881）のアーネスト・メイスン・サトウの『日本旅行案内』や明治24年（1891）のパーシヴァル・ローエルの『能登～人に知られざる日本の辺境』、明治29年（1896）のウォルター・ウェストンによる『日本アルプス』があり、天竜川や川下り舟の記載が見られる。

日本人による文芸作品の多くは大正から昭和初期に書かれており、川下り舟のなかで天龍峽を描写した小島烏水や和辻哲郎の紀行文には奇岩・断崖・水流が生き生きと描かれている。そして、太田水穂・島木赤彦らの歌人や臼田亜浪らの俳人も多くの優れた作品を残している。

歌謡としては白鳥省吾・中山晋平による「龍峽小唄」（写真55）や松下政蔵（当時飯田高等女学校教諭）による「天龍峽」がある。双方とも振付があり、特に「龍峽小唄」は、地域の代表的な歌謡として市内の学校の授業などでも取り入れられてきた。



写真55 龍峽小唄歌碑
（龍峽小唄の一節が刻まれている）

絵画としては横山大観・菱田春草・河合玉堂ら多くの著名な画家が訪れているものの、天龍峽を描いたものは多くない。また、天龍峽土産として考案された天龍峽焼は、器面への篆刻が特徴的である。この天龍峽焼は、明治35年頃から始まり、大正10年（1921）に天龍峽（龍江側）へ登窯が築かれている。現在は後継者不足などから、僅かに製作されるにすぎない。

3) 宗教施設・石碑類

宗教施設として、第一公園南側に田尻稻荷社が祀られている。この田尻稻荷社は大正5年に京都伏見稻荷から勧請したもので、本来は現在地から南へ約50mに所在していたものを昭和60年に現在地へ遷祀した経緯がある。鳥居・社・参道から構成され、芳名碑も建立されている。また、指定地南半部右岸の

「お藤山」には、前述の富士講に関連する古道（お藤山道）と小祠が残る。

指定地には総計30基の石碑類が建立されており、その詳細を資料6に、分布を図面8に示している。これらは天龍峽に関連する石碑類、地域の信仰に関連する石碑類、その他の石碑類に分類される。このうち天龍峽に関連する石碑類(写真56)には、歌碑・句碑・歌謡等があり、いずれも天龍峽と密接な関係のある内容が記されている。また、地域の信仰に関連する石碑類には、道祖神、秋葉大権現、「いぼ池霊神」のように地域の俗信を起源とするものもある。このうち最も古い石碑は、文政6年（1823）に建立された金毘羅・秋葉大権現（写真57）で、歌碑・句碑類は「天龍峽碑」（写真32 大正4年 1915）以降に建立されている。

一方、その他の石碑類には顕彰碑や供養碑等があるが、天龍峽との関連性は低い。

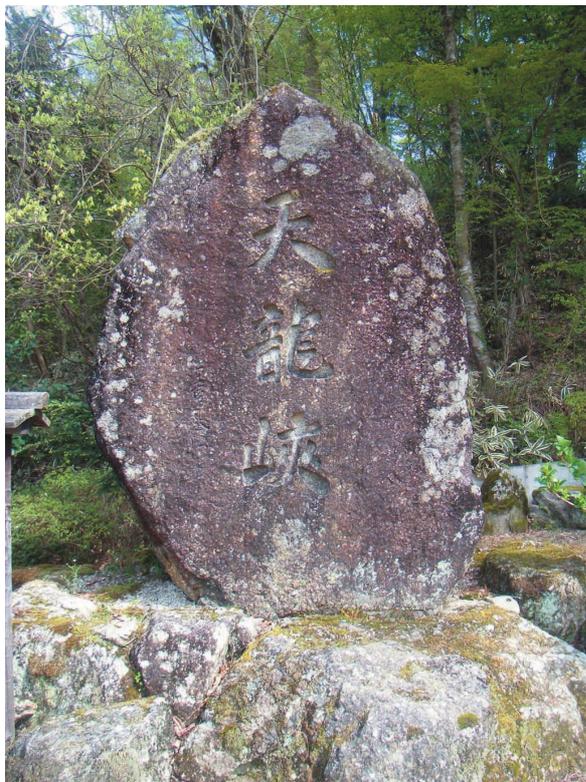


写真56 天龍峽に関連する石碑の一つ
（二条公爵碑）



写真57 地域の信仰に関連する石碑の一つ
（金毘羅大権現 秋葉大権現）

4) 祭り・行事

名勝天龍峽周辺で行われる地域の祭りや行事の一つに「天龍峽花祭り」がある。花祭りは4月8日の釈迦の誕生を祝う行事であるが、天龍峽では地域のこどもによる稚児行列や、「竜神の舞」等が披露される。この竜神の舞は、天龍峽に伝統芸能を作ろうと考えた住民有志によって昭和28年から始まったものである。この他にも天龍峽を中心に様々な行事が催されており、天龍峽の振興を願う地域住民の活動が盛んに行われている。また、こうした祭りや行事の存在は、天龍峽が観光地としての位置付けに留まらず、地域住民の拠り所ともなっていることを示している。

(3) 天龍峽の風致景観

名勝天龍峽は、数々の文芸作品や写真等から、主に北半部（つつじ橋より北側）が観賞の対象となっていたことがわかる。また、こうした作品には当時の来訪者の観賞方法や被景物が示されている。

一方、今まで注目されていない南半部（つつじ橋より南側）は、北半部と異なる風致景観が展開している。

1) 風致景観の構成要素

名勝天龍峽は、特に大正から昭和初期にかけて、多くの著名人や文人墨客が相次いで来峽している。中には複数回訪れた記録も見られ、この時代における風致景観が特に優れていたことを示している。

また調査報告や昭和9年の名勝指定説明文、来峽者による文芸作品には、当時評価された風致景観や観賞方法が記されている。これらから風致景観の構成要素を抽出する。

① 天龍峽に関する調査報告から

天龍峽に関する調査報告には昭和3年（1928）の本多静六（東京帝国大学農学部教授）による『天龍峽風景利用策』や、昭和7年（1932）の八木貞助（飯田高等女学校校長・地理学者）による「名勝天龍峽」がある。

ア 本多静六『天龍峽風景利用策』昭和3年（1928）伊那電気鉄道株式会社

天龍峽を観賞するための整備に主眼のおかれた報告で、天龍峽の峽谷については、絶壁と岩・淵・両岸に繁茂する森林を評価している。天龍峽の観賞方法としては、舟の利用・徒歩による回遊があげられ、そのための施設として遊歩道の整備・ツツジ等の植栽・周辺の施設整備等が提案されている。

イ 八木貞助「名勝天龍峽」『史跡名勝天然記念物調査報告書』第13輯 昭和7年（1932）

大正8年（1919）の史跡名勝天然記念物法の制定後に実施された対象地の調査報告で、天龍峽の位置付けとして全国の峽谷を例に挙げ、特に岩を評価して、天龍峽に並ぶのは黒部峽のみとしている。そして黒部峽には川下り舟がない点も言及している。また天龍峽の景観に関しては、花崗岩の断崖・水流・取り囲む森林を構成要素とし、それらが渾然として峽谷が形作られていると評価している。そして保存と活用に関しては本多静六の「天龍峽風景利用策」を引用している。

天龍峽を観賞する視点場についても触れており、右岸の金比羅山南端の廂岩・左岸では、浴鶴巖の高地にある四阿、龍角峯とその東にある四阿をあげている。

② 名勝指定説明文から

「文部省告示第16号」昭和9年（1934）

指定説明文では天龍峽の景観の要素として、「最大高低差57m、最大幅8mの、2kmにわたる相対する崖から成る峽谷」、「阪谷朗廬の探勝記を刻んだ碑」、「サブリ岩など名を付けられている岩や十勝」、「天龍川の両岸にある公園」、「川下り舟」、「アカマツ、ヤマザクラ、カエデ、ツツジなどの植物」が挙げられている。

③ 文芸作品等から

名勝天龍峽には弘化4年（1847）に来峽した阪谷朗廬による『遊天龍峽記』をはじめ、明治から大正

年間かけ多くの文人・墨客が訪れ、紀行文・短歌・俳句を残している。それらの主要なものを資料7に示している。このうち、阪谷朗廬は峽谷内を散策し、「岩が割れるような景観」・「天龍川の激流」・「峽谷から見上げた空」・「崖面に咲く花」・「松竹」などを賛美する。また小島烏水は川下り舟の描写で、「激流」・「岩の峻険さ」・「岩の連続性」・「水の美しさ」などを述べている。和辻哲郎も川下り舟の描写で「巨岩の多さ」・「岩の連続性」・「紅葉の美しさ」を述べている。また太田水穂は、天龍峽を望み、「峽谷の深遠さ」・「水の美しさ」を詠う。

天龍峽の観賞方法について、巖谷小波は川下り舟が最も優れていることを記している。

④ 写真等から

名勝に指定される以前の大正時代に発行された写真集には、当時の天龍峽の風致景観を知る手がかりが多く残されている。撮影場所も重複しており、その場所が当時の視点場を示していると考えられる。こうしたことから撮影場所とその対象物を検討し、当時の被景物と視点場を述べる。なお使用した写真は 東京南辰会 『下伊那写真帖（復刻）』 1987、龍峽亭 1917『信濃奇勝 天龍峽』、田中商店 1916『天龍峽』の3冊である。

ア 姑射橋の上流

撮影場所は姑射橋直下と大畑沢川出合いの2箇所あり、前者は下流側から烏帽石の一部と背景に月の木地籍がみられる（写真58）。

後者は水流を中心に右岸側に垂竿磯、左岸側の崖面が見られる（写真59）。しかし、天龍峽の上流部を撮影した写真は少ない。これは姑射橋の上流が峽谷の入口部で、兩岸に岩があまり見られず、被景物が少なかったためと考えられる。



内之勝十峽龍天 磯竿垂 峽龍天
Sukan-ki or Suikan Beach, one of the ten
Celebrated Sight of R.Tenryu-kyo.

写真58 大畑沢川出合いから指定地最上流部
（『下伊那写真帖』1915より）

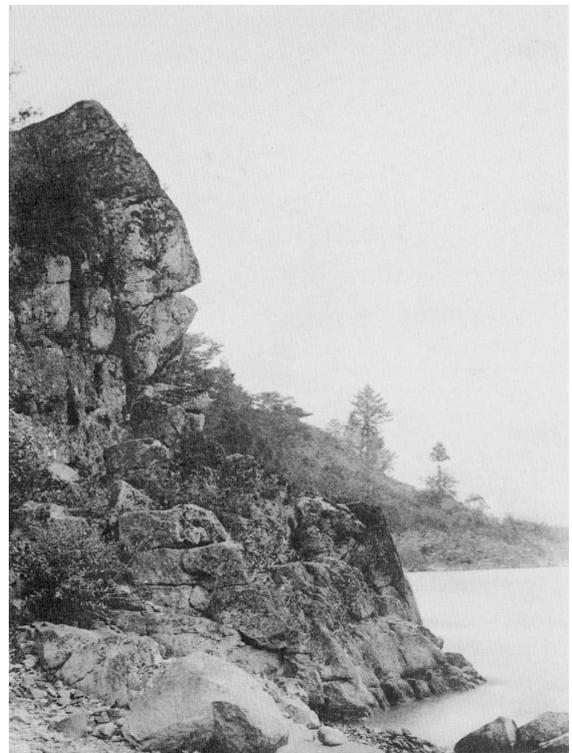


写真59 烏帽石上流側から指定地右岸
（『下伊那写真帖』1915より）

イ 姑射橋の下流

写真が最も多い個所で、撮影場所は姑射橋・龍峽亭の川辺・仙牀磐の3箇所が確認される。

姑射橋からの写真（写真60）は、下流方向の龍角峯周辺までを捉えており、水流を中心に兩岸の岩肌と崖面の森林を対象としている。しかし上流側を望む写真は無い。

龍峽亭の川辺から撮影された写真には、上流の姑射橋方向と下流側がある。前者は姑射橋を中心に左岸側の浴鶴巖、右岸側の炯炯潭周辺の崖面・水流を対象とし、背景に風越山などが写されている（写真62）。後者は水流を中心に龍角峯・仙牀磐へと続く兩岸のテーブル状に張り出した岩を写している（写真61）。



写真60 姑射橋から下流
（『天龍峽』1916より）

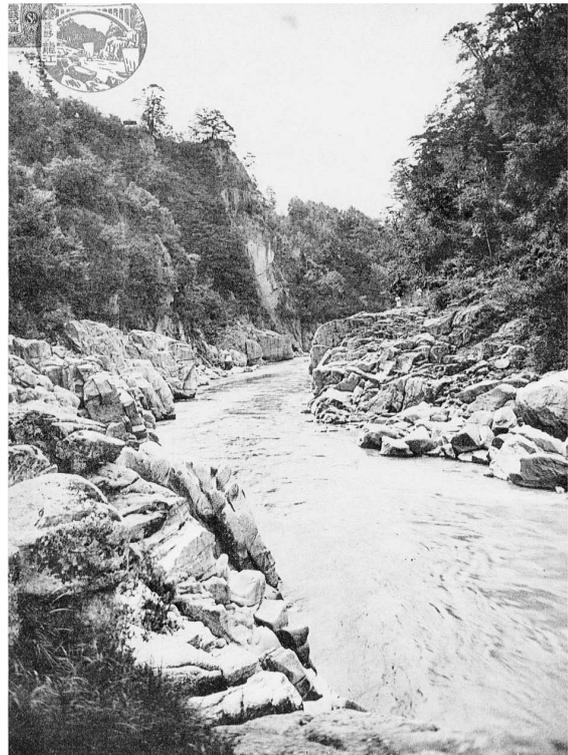


写真61 龍峽亭の川辺から下流
（『信濃奇勝天龍峽』1916より）

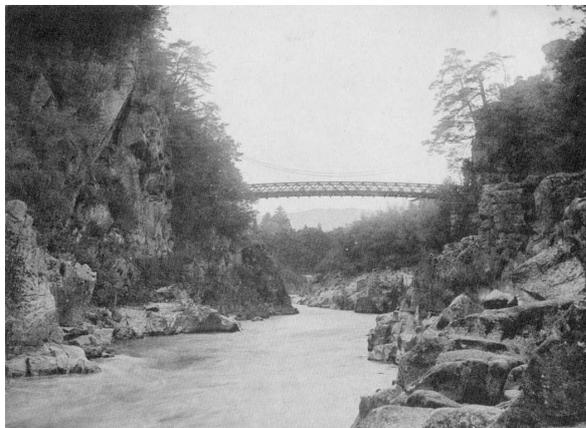


写真62 龍峽亭の川辺から上流
（『下伊那写真帖』1915より）



写真63 仙牀磐から上流
（『信濃奇勝天龍峽』1916より）

仙林磐から撮影された写真も上流側と下流側がある。上流側の写真は、水流を中心に兩岸のテーブル状に張り出す岩の連なりを写し、遠くに姑射橋や浴鶴巖が見えている(写真63)。下流側は龍角峯を中心に据えた写真が多い(写真64)。

ウ 龍角峯周辺

撮影場所は龍角峯頂上・龍角峯下の川辺の2箇所がある。

龍角峯頂上からは上流側と下流側が撮影されている。上流側の写真は特に多く、天竜川の流れを中に仙林磐から姑射橋までの兩岸に続く岩の連続や周囲の林がみられ、背景に段丘の連なりや山々を見ることができる(写真65)。天龍峽の枢要な被景物を一望することのできる視点場と言える。

一方の下流側は川の蛇行や峡谷の連なりが写されているが、岩や急峻な崖面がないためか、写真が少ない(写真66)。

龍角峯下の周辺の川辺から下流側の芙蓉峯周辺を写したものなども見られるが、現在この地点へ徒歩で行くことができない。

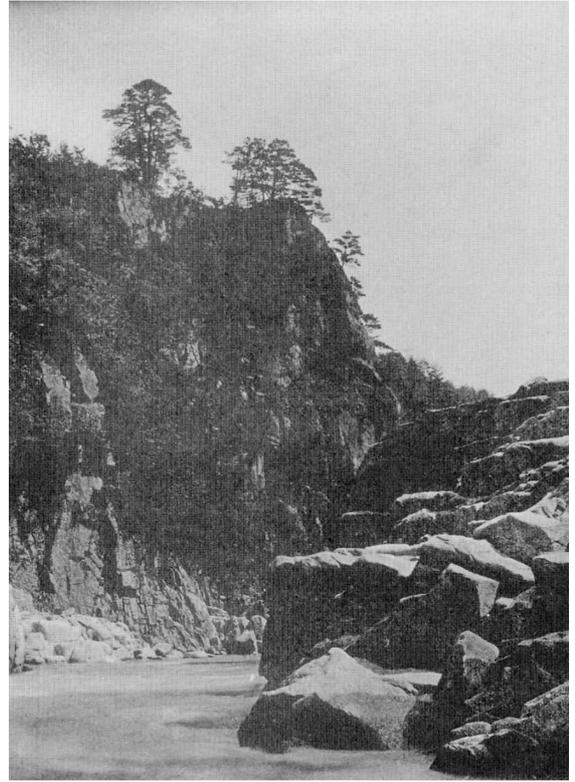


写真64 仙林磐から下流
(『下伊那写真帖』1915より)

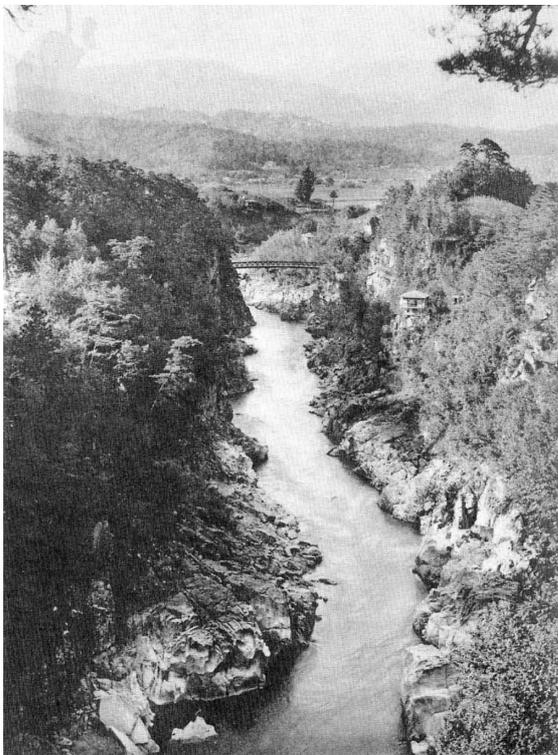


写真65 龍角峯から上流
(『下伊那写真帖』1915より)

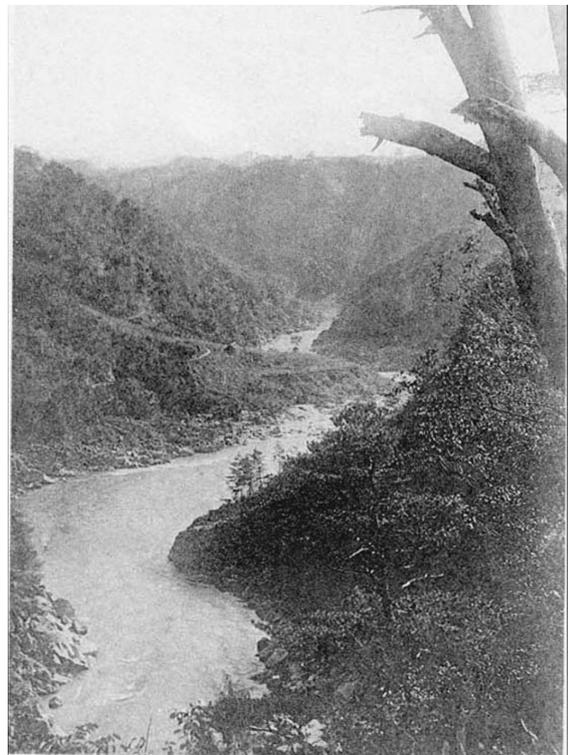


写真66 龍角峯から下流
(『天龍峽』1916より)

⑤ 天龍峽の被景物

上記①～④から、当時の天龍峽の主要な被景物は「岩（奇岩）や崖」、「峡谷を取り囲む森林（植物）」、「水流」で、これらは指定地の北半部に集中している。したがって、この3点が当時の風致景観を構成する主要な要素であるといえる。

このうち、十勝に代表される岩や崖は、個々も被景物であると同時に、その連続性も重要視されていた。また植物は、峡谷を取り囲む森林原野の中から、一際高く林立するアカマツの姿や、花や紅葉が評価されるサクラ・カエデ・ツツジ等も個々にあげられているが、こうした要素を含め、四季を体感させる森林全体が重要視されていたと考えられる。そして幅の狭い峡谷内の水流は、水の青さや流れの緩急と共に、深い峡谷から見上げた空との対比も評価されている。

⑥ 観賞方法

当時の観賞方法は、徒歩による散策と川下り舟上からであった。徒歩による散策の場合、現在のつつじ橋が存在しないため周回は不可能で、姑射橋や兩岸の視点場から、対岸もしくは上・下流を望むものであったと考えられる。また写真類からは、仙牀磐や龍峽亭下の川辺で景色を楽しむ人々が多く写されていることから、川辺からの観賞も盛んに行われていたと考えられる。

一方、川下り舟による観賞は、当初時又から中ノ町（現 静岡県浜松市）までの通船・客船に便乗あるいは仕立てで行われており、小島烏水もその一人であった。しかし、大正6年（1917）の弁天遊覧会や大正12年から市田～天龍峽間の定期船の発足後、昭和11年（1936）から天龍峽での遊覧船が開業し、天龍峽観賞の主要な手段となった。

2) 視点場

写真が数多く撮影された場所は、当時の主要な視点場であったと考えられる。前記したとおり、撮影場所としては姑射橋・龍峽亭の川辺・仙牀磐・龍角峯頂上（写真76）が最も多い。また『遊天龍峽記』によると、阪谷朗廬が峡谷を望んだ場所の一つとして、龍角峯の対岸の樵庵洞頂上があげられる。そして多くの文人が記しているように、川下り舟も主要な視点場の一つであったと言える。

一方、前述の八木貞助の「名勝天龍峽」には、視点場として右岸の金比羅山南端の廂岩（樵庵洞）、左岸では、浴鶴巖の高地にある四阿、龍角峯とその東にある四阿が示されている。

以上から当時の視点場は、「姑射橋」・「右岸側の仙牀磐」・「樵庵洞頂上」・「左岸側の龍峽亭の川辺」・「浴鶴巖南側の高地」・「龍角峯頂上」の6箇所であり、全体を観賞する視点場として「川下り舟」が行われていたと考えられる。

3) 風致景観の推移

大正から昭和初期に評価されていた風致景観の要素である「岩（奇岩）や崖」、「森林（植物）」、「水流」及び周辺環境が、現状でどのように変化しているか比較する。

① 岩（奇岩）や崖

大正から昭和初期に比べ、現状は川面へ張り出す岩や峻険な崖面の可視される範囲が狭まり、峡谷内の岩と崖面の連続性が失われている（写真67・68）。これらの主因としては水位の上昇があげられる。



写真67 姑射橋から下流
(『下伊那写真帖』1915より)

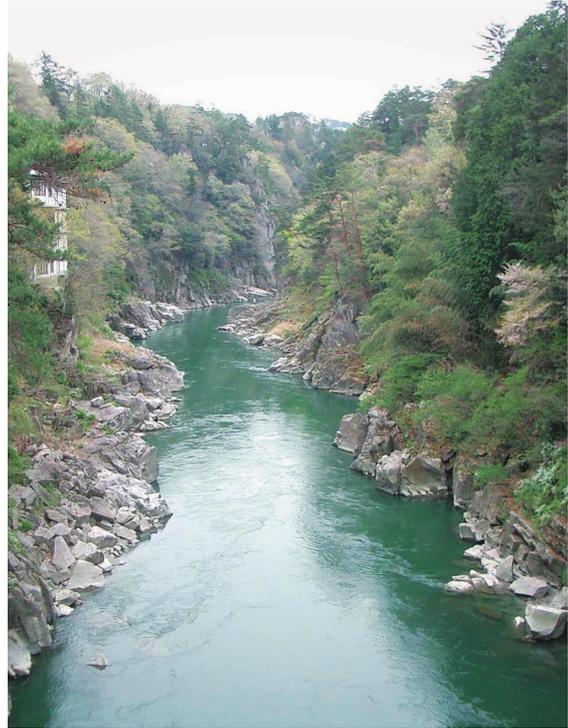


写真68 姑射橋から下流 (2009年)

水位の上昇は、天竜川流域の諸環境の変化、とりわけ昭和11年(1936)完成の「泰阜ダム」をはじめとする支流域を含めたダムの影響が大きかった。

この結果、崖面の高さを減ずると同時に森林が川面へ接近し、峻険な崖や岩の量感を減じている。特に川面へ張り出す岩に影響が大きく、芙蓉峒は大半が水没し、「芙蓉峒」の岩彫り文字も見ることができなかったが、現在は上流部の治水対策事業の結果、その半身まで見せている。(写真69)。

樹木の生長や草の繁茂も、可視される岩・崖の減少に影響する。当時見えていた浴鶴巖・樵廬洞・龍角峯等の急峻な崖面や尖塔状の巨岩では、樹木の成長により一部あるいは全体を見ることができなくなっている(写真62・74、61・70)。



写真69 現在の芙蓉峒の文字 (2009年)

岩の風化を原因とする崩落も発生し、岩や崖の形状を変化させている。特に浴鶴巖は地震の影響で岩彫りの部分が崩落し旧状を留めないが、平成9年に復元されている。また下流の崩れ岩等では崩落のため、船着場が全く使用できず、立ち入りを禁止されている。

② 峡谷を取り囲む森林

大正から昭和初期に比べ、現状はアカマツ以外の樹木の生長が著しい。特に夏季は景観への影響が最も大きく、生茂る葉によって岩や崖面が覆い尽くされ、森林が川辺まで続く平面的な景観を生み出して



写真70 龍峽亭下の川辺から下流（2006年）

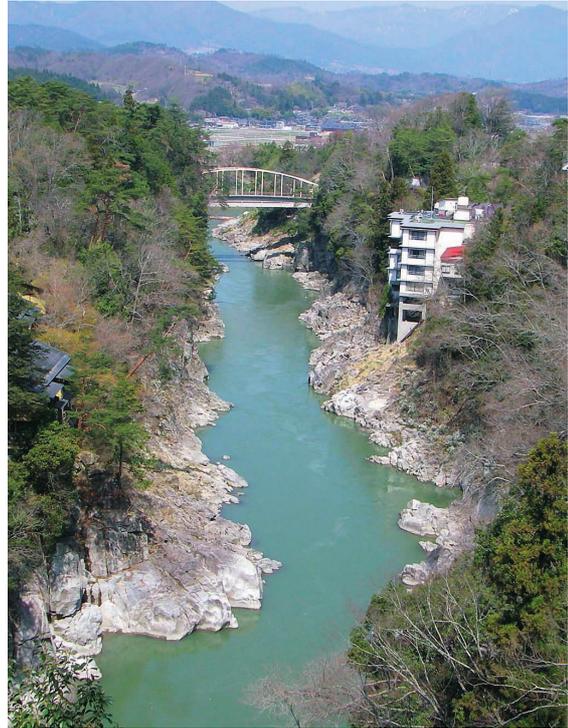


写真71 龍角峯から上流（2009年）

写真72 龍角峯下流側から上流
（『信濃奇勝天龍峽』1916より）

写真73 龍角峯下流側から上流（2009年）

いる。また他の樹木の生長によって、崖や岩上に林立するアカマツも覆い隠されている。特に左岸側では、アラカシ・コナラ類の成長が著しいため、浴鶴巖が見えず（写真65・71）、下流の龍角峯では岩の両側面の樹木が成長し、岩の奥行が往時ほどではなくなっている（写真61・70）。一方、右岸の下流側ではヒノキスギ・ヒノキ植栽林が成長し、樵庵洞周辺の岩が見えづらくなっている（写真72・73）。更に兩岸の所々にあるタケが範囲を拡大し続けている。

③ 水 流

大正から昭和初期に比べ、現状は水流の年間変化が乏しく、全体的に緩やかで平面的な流れとなっている。特に姑射橋から下流側の仙牀磐周辺までの変化が特に大きい。大正年間の写真によると、この周辺は、兩岸の張り出す岩のため幅の狭い水路となり、白泡の立つ急流となっている（写真60・65・67）。

しかし現状は、天龍峽の中では水流が激しい個所であるものの、以前の激しさは見られない（写真68）。この原因は川底に土砂が堆積することによる水位の上昇に伴う川幅の広がりと考えられ、水流のみならず十勝の焔焔潭の淵が往時に比べて不明瞭となっている。

④ 構築物など

大正から昭和初期に比べ、現状は人工構築物の大型化が目立つ。特に姑射橋はアーチ部が高いため、川下り舟や川辺からの観賞時に厚みを感じさせ、背景の山々を隠している（写真74）。また他の構築物にも、景観に溶け込まない色調や形状が見られる。



写真74 龍峽亭下から見る現代の姑射橋（2009年）

⑤ 大正末～昭和初期の天龍峽の風致景観

①～④で比較したように、大正末～昭和初期の天龍峽は、天竜川の水位も低く急流で、峡谷を取り囲む木々も樹高が低いため、奇岩・断崖の露出が明瞭となり、四季折々の植物の彩りや林立するアカマツも際立っていた。したがって、天龍峽の風致景観の構成要素である「岩（奇岩）や崖」・「峡谷を取り囲む森林（植物）」・「水流」の3点が最も均衡の取れた状態にあったため、全体として優れた景観を成していたと言える。しかし現在は、「峡谷を取り囲む森林（植物）」・「水流」が特に変化したため、全体の均衡が崩れた状態にある。このうち、「水流」は、下流のダム建設や度重なる水害によって河床が上昇し、主要な岩が水没するなど影響が著しかったものの、現在は治水対策事業の一環として行われた指定地周辺での浚渫など、関係者の努力により改善しつつある。しかし「峡谷を取り囲む森林（植物）」に関しては、植物の生長や自然遷移等が要因となり、大正末～昭和初期と比較して変化が著しい。

また、現在と異なり、当時は風致景観を観賞する視点場や休息施設が充実し、遊歩道での周遊は不可能であった代わりに、天龍峽全体を観賞できる川下り舟が上流から行われるなど観賞方法も確立していたことも重要である。

4) 南半部の風致景観

観賞の主体であった北半部の風致景観と異なり、つつじ橋から下流の指定地南半部は、様々な記録類にも登場することが無く、現在まで観賞の対象から外れていた。しかし南半部は、豊かな森林が川面近くまで峡谷を覆い、やや開放的で雄大な風致景観が展開する独特の溪谷美を

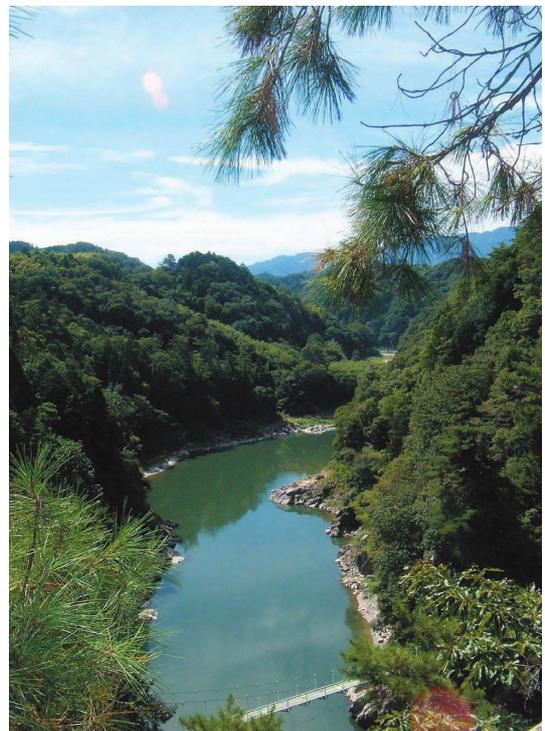


写真75 現代の南半部（2009年）

誇っている。(写真75)。

南半部の風致景観を活用することは、潜在化している価値を顕在化するのみならず、北半部の特質を一層強く認識する上でも効果があると考えられる。

5) 目指すべき天龍峽の風致景観

2) で示したとおり、北半部では、「岩（奇岩）や崖」・「峡谷を取り囲む森林（植物）」・「水流」の3つの構成要素の均衡が取れた大正末から昭和初期の姿が本来あるべき風致景観と言える。したがってこの時代の風致景観を目指し、それぞれの要素に関して保存管理及び活用の方法を講じていくことが必要である。このうち特に「峡谷を取り囲む森林（植物）」に関しては、アラカシ林への自然遷移が急速に進行し、岩や崖の景観を遮蔽すると共に、天龍峽を代表する植物のアカマツ林への影響が著しい。このため、森林の管理を中心に、現在残るアカマツ林の保全についても十分に検討し、その継承に向けた取り組みが必要である。

一方、南半部については、過去と比較しても風致景観は良好に保たれているものの、その価値は潜在化している。したがって、現在ある風致景観の魅力を減退させることなく、保存管理及び活用の方法を講じていくことが必要である。



写真76 龍角峯視点場からの観賞（昭和11年頃）
（宇田小路雄一氏撮影 飯田市歴史研究所蔵）

(4) 名勝周辺の環境

1) 自然環境

飯田市は、長野県南部を南北に併走する木曾山脈と赤石山脈の西側を並走する伊那山脈に挟まれた伊那谷の南端に位置する人口およそ10万8千人の都市で、天竜川両岸に広がる面積は約659km²を測る。中央部には諏訪湖を源とする天竜川が南流する。飯田市の所在する伊那谷の地形は、伊那・木曾両山脈の形成に関わる断層地塊運動に伴い成立した南北に細長い盆地と、山脈からの扇状地及び天竜川の西側を併走する比高差およそ50mに及ぶ段丘崖に特徴づけられ、更に天竜川の西側を中心に、合流扇状地が並び、その原面が開析されて典型的な扇状地侵食段丘が発達している。一方、伊那山脈を挟んで東側の飯田市遠山地区は、中央構造線によって形成された深く鋭い直線状の断層線谷に所在し、その東端は赤石山脈の高峰が続き静岡県と境を接している。

気候は内陸性気候で、中央高地式気候を呈する。年平均気温は13℃前後と県内では比較的温暖であるが、夏と冬の気温差が非常に激しく、1月の平均気温は0.5℃と低く県北部と大差ない。年間降水量はおよそ1,700mmで降雪は少ないものの、年間の霧発生日数は全国屈指である。

2) 社会環境

① 飯田市の姿

飯田市は、江戸時代飯田藩の城下町として発展し、明治維新後は下伊那郡役所の所在地として近代を迎えた。その後、昭和12年の市制施行以来、平成17年に至るまで2町13村との合併を行い、平成21年現在、人口107,845人（37,433世帯 平成20年）、総面積658.76km²となっている。市の産業別就業人口割合は製造業が最も多く、ついで卸売・小売業、農林水産業の順となっている。製造業は機械・精密が主であるが、伝統的産業の水引の生産は全国一を誇っている。農業は、耕地面積のおよそ4割が水田で、樹園地もほぼ同率を占めている。耕地面積の多くを占める樹園地では、りんご・なし・桃の他に、干し柿に加工される柿の栽培が最も多い。また、観光は天竜川や天龍峽に関連した事業が主体で、この他に農村体験学習や地域の資産を利用したエコツーリズム活動も盛んに行われている。

飯田市は、江戸時代に淡路から人形浄瑠璃が伝わり、各地域で人形芝居が盛んに行われてきた。こうした経過から、昭和54年からは人形劇カーニバル（現 人形劇フェスタ）が開催され、フランスのシャルルヴィル・メジエール市と友好都市提携を結び人形劇の町としても知られている。

② 飯田市の文化財

飯田市には国指定文化財が15件（名勝1、重要文化財10《内訳 彫刻2・絵画1・工芸1・建造物4・有形民俗文化財1・無形民俗文化財1》、特別天然記念物2、天然記念物2）、長野県指定文化財が28件（長野県宝7、長野県史跡7、長野県天然記念物14）、飯田市指定文化財80件（有形文化財34、無形文化財3、民俗文化財7、史跡15、天然記念物21）が存在する。

名勝天龍峽周辺では、国指定として「開善寺山門」、「旧小笠原家書院」があり、長野県指定文化財として「川路のネズミサシ」、竜丘の「御猿堂古墳・馬背塚古墳」などがあり、縄文時代以来の遺跡や出土遺物が多く見られる。このうち、天龍峽に近接する「川路のネズミサシ」は全国的にも類例の少ない巨木である。

③ 交通

飯田市は、奈良時代の東山道にはじまり、江戸時代には秋葉街道・下條街道・伊那街道の合流地として東西交通の要衝であり、文化の回廊の要地として栄えてきた歴史がある。現在、飯田市への交通の手段は中央自動車道西宮線が主要なルートで、新宿からの所要時間はおよそ4時間、名古屋からおよそ2時間となっている。また、国道153号は愛知県豊田市、国道151号は愛知県豊川市、国道152号は静岡県浜松市とそれぞれ結ばれている。鉄道はJR飯田線によって愛知県豊橋市～長野県上伊那郡辰野町とが結ばれている。

名勝天龍峽への交通は、自動車の場合、中央道西宮線山本インターから平成20年に一部供用開始された三遠南信自動車道を利用し、指定地南半部に近接する天龍峽インターからおよそ5分程度であり、鉄道利用の場合はJR飯田線天龍峽駅下車で姑射橋まで徒歩2分程度といずれも近接している。

④ 名勝周辺の主な文化施設・観光施設（図面9）

指定地内には名勝天龍峽を舟で観賞するための川下り舟が天龍峽温泉港から唐笠港（下伊那郡泰阜村）まで運行されている。名勝天龍峽より上流では、弁天港（飯田市松尾）から天龍峽まで永年運行されてきたが、前述のとおり現在は中止され、時又港（飯田市時又）までの舟下りとなっており、天龍峽再生にも関連して再開が待たれている。

また指定地に隣接して、「名勝天龍峽温泉」及び温泉施設の「天龍峽温泉交流館」、観光案内施設の「天龍峽百年再生館」、天龍川に関する学習拠点の「天龍川総合学習館かわらんべ」が所在する。近接する三遠南信自動車道天龍峽インター周辺用地の利活用計画策定とともに、これらの施設には名勝天龍峽の活用に最も緊密な連携が要求されることになる。

この他に博物館・美術館関連では、飯田市美術博物館、飯田市上郷考古博物館、飯田市考古資料館、小笠原資料館、飯田市川本喜八郎人形美術館などがあり、いずれも名勝天龍峽から車で15～30分程度の位置にある。さらに三遠南信自動車道沿いには、重要無形文化財の「霜月祭り」が行われる上村・南信濃地区があり、標高1,000m以上の高地に展開する「下栗の里」や、その東には南アルプスが広がり、優れた風致景観を観賞することができる。

三遠南信自動車道全線開通時には、名勝周辺の限定的なエリアにとどまらず、隣接する龍西・龍東地区に加えて、下流にあたる下條村や阿南町との連携を一層強め、広域的なネットワークを構築することが必要となっている。

⑤ 指定地南半部東岸

名勝指定地に含まれない南半部東岸は、指定地の左岸南端部に連続し、対岸の指定地と共に南半部の風致景観を成している。東岸の地形の特徴は、天龍川に面する段丘崖が西の前沢川及び紅葉川の開析によって掘り込まれ、小規模な台地が連続する。対岸と同様に、岩や崖の露出が少ないものの、一部には基盤となる天龍峽花崗岩の露頭を見ることができる。また、スギ・ヒノキ植栽林やコナラ・クリ・スギが混生する二次林が河川付近まで覆い、一部に竹林も見られる。林下にはヒメカンアオイ（長野県準絶滅危惧種）等の希少種もあり、ギフチョウ（飯田市天然記念物）の生息地としても重要な地域である。前述の小河川沿いの湿潤な個所には、サイゴクベニシダ等のシダ類も見られる。

また、この地区には「龍東道」が段丘崖の中腹を南北に通じており、北側は指定地の今村公園南まで続いている。この「龍東道」は、前述の人文の項で記したとおり、遠江国周知郡領家村（現 静岡県浜松市）まで続く古道で、明治時代以前から天竜川の東岸地域の道路として使用されてきた歴史がある。現在は使用されることは少ないものの、地区内には石垣や橋脚等の遺構が現存している。また「龍東道」沿いは対岸や北半部を望むことのできる個所もあり、指定地内の「龍東道」や遊歩道と一体となった活用が望まれる。

（５） 土地所有関係・土地利用状況

指定地の面積は236,305㎡で、その内訳は、民有地が227,375㎡と最も多く、残りは公有地である。指定地内の大半は森林で、一部が宅地・道路・鉄道軌道・公園・駐車場・川下り舟関連施設に利用されている。

指定地周辺の土地利用状況は、右岸の川路側で天竜峽駅や県道・国道が所在する北側を中心に宅地が多く見られ、南側には三遠南信自動車道天龍峽インターが所在し、周辺の宅地化が急速に進んでいる。また、左岸の龍江側では北側の姑射橋から県道沿いに宅地が広がり、その周辺の丘陵地帯は果樹園等の畑地として利用されている。また南側の千代地区は森林や畑地が多い。

名勝天龍峽及び周辺の土地利用に関しては、以下の（６）に示すとおり、文化財保護法以外の諸法令による規則がある。

（６） 指定地内外における文化財保護法以外の法令等による規則

名勝指定範囲内及び周辺地域には、文化財保護法による規制以外に以下に示す法令等がある。指定されている区域・地域内において以下に示す行為をする場合には、許可等が必要となる（図面10・11）。なお、本保存管理計画と以下の諸法令とには齟齬がない。

① 森林法

森林法の目的は、同法第一条において「この法律は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。」としている。

これにより名勝天龍峽の指定地の一部は、保安林区域に指定されている。保安林指定地内において、立木の伐採・損傷、家畜の放牧、下草・落葉・落枝の採取、土石・樹根の採掘、開墾・その他土地の形質を変更等の行為をしようとする場合には、長野県知事の許可を受けなければならない。

② 自然公園法

自然公園法の目的は、同法第一条において「この法律は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もつて国民の保健、休養及び教化に資することを目的とする。」としている。

これにより名勝天龍峽の指定地は、自然公園法に基づく天竜奥三河国定公園第1種特別地域に指定されている。自然公園内において工作物の新築・改築・増築、木竹の伐採や土石を採取、土地の掘削・盛土・切土・その他土地の形状の変更等の行為をしようとする場合には、長野県知事の許可を受けなけれ

ばならない。また、名勝指定地外の下流は第2種特別地域に指定されている。

③ 河川法

河川法の目的は、同法第一条において「この法律は、河川について洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もつて公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。」としている。

名勝天龍峽の中央を流れる天竜川は河川法に基づく一級河川に指定されている。河川区域内において流水・土地の占用、土石の採取、工作物の新築・改築・除却、土地の掘削・盛土・切土・その他土地の形状の変更等の行為をしようとする場合には、河川管理者である国土交通大臣の許可を受けなければならない。また、天竜川では河川区域からさらに18mが河川保全区域に指定されている。河川保全区域内において土地の掘削・盛土・切土・その他土地の形状の変更や、工作物の新築・改築等の行為をしようとする場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

④ 都市計画法

都市計画法の目的は、同法第一条において「この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。」としている。名勝天龍峽右岸側は、この都市計画法に基づいた都市計画区域となっている。

⑤ 長野県立自然公園条例〔天竜小洪水系県立自然公園〕

名勝天龍峽の指定地の天竜川上流部は、長野県立自然公園条例により公園区域指定された、天竜小洪水系県立自然公園第3種特別地域に接している。

⑥ 飯田市景観条例

名勝天龍峽は、景観法（平成16年法律第110号）の規定に基づく飯田市景観条例に基づき策定された飯田市景観計画により飯田市景観計画区域に指定され、かつ右岸は、景観育成特定地区に指定されている。

⑦ 飯田市屋外広告物条例

名勝天龍峽は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）の規定に基づく飯田市屋外広告物条例により、屋外広告物の設置が制限されている。

（7）過去の現状変更の状況

昭和42年から平成20年までに申請又は協議が行われ、許可又は同意された現状変更等の申請は66件で、内容は表1のとおりである。現状変更等の内容として、昭和40～50年代には宿泊施設・店舗改修や船着場整備など観光事業に関連するものが多い。しかし近年では崖面の崩落やその復旧、危険木の撤去、遊

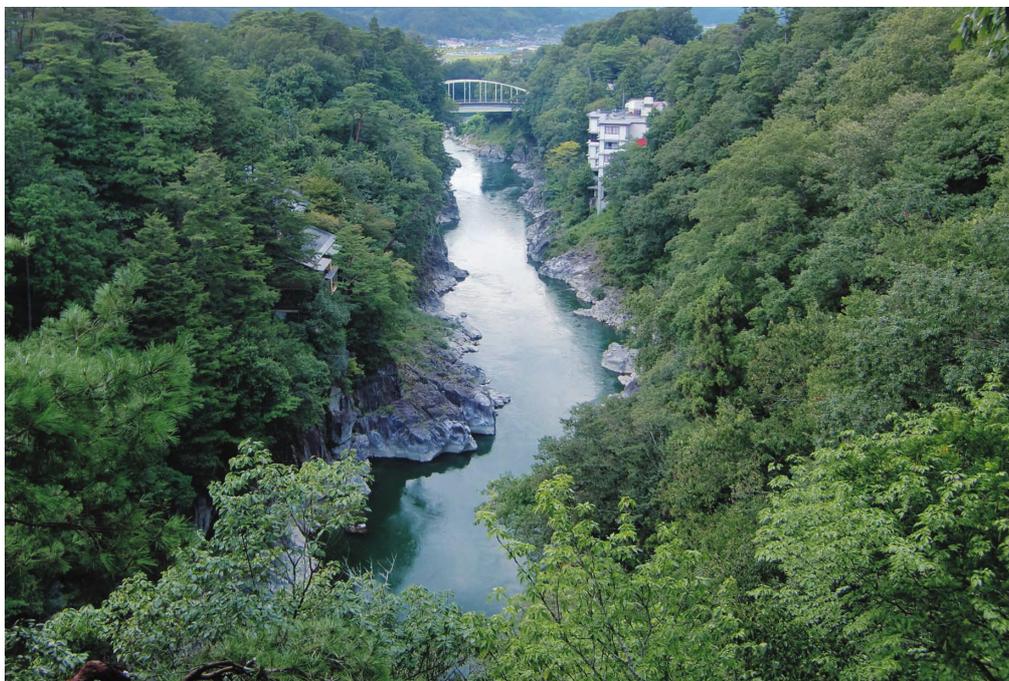
歩道・安全柵の補修など自然災害に起因する現状変更等が増加している傾向にある。

今後は名勝天龍峡整備計画の進捗の中で、遊歩道・視点場の整備、安全柵・案内看板等の工作物の設置とそれらに関連する樹木伐採や崩落地対策の現状変更等の申請又は協議の増加が考えられる。

また観光事業に関わる建築物や工作物についても継続的に現状変更等の許可申請が行われていくと考えられる。

表2 過去の現状変更等の分類

建築物に関わるもの 計16件	宿泊施設の増改築（6）、店舗増改築（3） 宿泊施設の新築（2）、個人住宅増改築（2）、 トイレ新設（2）、宿泊施設撤去（1）
工作物に関わるもの 計26件	石碑設置・改修（7）、安全柵設置・改修（4） 船着場整備（3）、排水路整備（2）、治水対策事業関連（2） 駐車場整備（2）、給湯管設置（1）、水道管設置（1） 神社移設（1）、水位計等河川維持の工作物の設置・改修（3）
道路に関わるもの 計17件	道路改良・改修（7）、遊歩道整備・改良（5）、架橋（3） 仮設通路設置（1）、橋梁改良（1）
安全対策等に関わるもの 計6件	危険木撤去・竹林伐採（3）、崩落対策（3）
その他 計1件	ヤマユリ移植（1）



天龍峡の四季（夏）